

平成 22 年 7 月 29 日

各位

会 社 名	キャンシステム株式会社
代表者の役職名	代表取締役社長 工藤嘉高
問 合 せ 先	取締役総務部長 八代 誠
T E L	0 3 - 5 3 9 7 - 3 3 3 9

株式会社USENに対する損害賠償請求訴訟の和解終結のお知らせ

キャンシステム株式会社（東京都新宿区、代表取締役：工藤嘉高）が、平成 17 年 7 月 28 日付けで株式会社USEN（東京都港区赤坂、代表取締役：宇野康秀氏）に対して提起した損害賠償請求訴訟について、本日、東京高等裁判所において和解が成立しましたのでお知らせします。和解は、USEN社が当社に対し、解決金として 20 億円を支払うことにより、紛争を解決するというものです。

<事件の経緯>

平成 15 年 7 月、USEN社は、当社従業員 496 名を一斉にUSEN社の代理店に移籍させ、これらの元従業員を使って、独占禁止法に違反する差別対価により当社の顧客 5 万件以上を奪取しました。当社は、USEN社の行為が独占禁止法により禁止されている私的独占に該当する違法な行為であり、当社の利益を違法に侵害したとして平成 17 年 7 月 28 日USEN社に約 113 億円の損害賠償を求める訴訟（平成 17 年(ワ)第 15368 号損害賠償請求反訴事件）を提起しました。一方USEN社は、当社が「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律」に違反していると主張して、当社に対し約 1 4 2 億円の損害賠償請求訴訟を提起していました。平成 20 年 12 月 10 日、東京地方裁判所は、USEN社に対し、USEN社の違法行為により当社が被った損害の賠償金として 20 億 5189 万 7081 円の支払いを命ずる一方、USEN社の請求を棄却する判決を下しました。その後、控訴により東京高裁で訴訟を継続しておりましたが、本日、上記のとおり和解により訴訟が終了しました。

以 上